

田舎館村告示第19号

田舎館ブランド認証要綱を次のように定める。

令和3年5月21日

田舎館村長 鈴木孝雄

田舎館ブランド認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田舎館村で生産された優れた産品を田舎館ブランドとして認証するための制度を設けることにより、情報の発信、販売の促進、関係事業者間の連携強化の推進及び田舎館村のイメージの向上を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産品 田舎館村内の事業所（個人事業主を含む。）が販売する食品若しくは工芸品又は生産する農畜産物（別表）をいう。
- (2) 認証品 村長が田舎館ブランドとして認めた産品のことをいう。

(田舎館ブランドの認証)

第3条 産品に田舎館ブランドを使用する者は、村長の認証を受けなければならない。

(認証機関の設置)

第4条 産品の認証について審査を行うため、田舎館村むらおこし推進協議会（以下「協議会」という。）を審査機関とする。

(認証の申請)

第5条 田舎館ブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、田舎館ブランド認証（更新）申請書（別記様式第1号）に田舎館ブランド認証申請調書（別記様式第2号）その他当該申請書に定める資料を添付して、村長に提出しなければならない。

2 村長は前項の申請があった場合は、協議会の審査に付さなければならない。

(認証の基準)

第6条 村長は、協議会が次に掲げる基準をもとに審査した結果を受けて、適合しているときは認証しなければならない。

(1) 田舎館らしさに関する基準

- ア 田舎館村で生産又は製造された産品であるかに関する事。
- イ 歴史、経緯等の地域に根ざした物語性又は話題性があるかに関する事。
- ウ 生産又は製造技術、原材料、利用材料等において、田舎館村へのこだわりが認められるかに関する事。

(2) 品質及び安心・安全に関する基準

- ア 生産又は製造から販売まで一定の基準を定めているかに関する事。
- イ 材料等の使用状況について、明確な記録を行っている産品であるかに関する事。

(3) 優位性及び独自性に関する基準

- ア 規格、形状、賞味、利便性等の商品特性に優位性又は独自性があるかに関する事。

(4) 市場性及び認知性に関する基準

- ア 消費者及び取引先に対して積極的に広報宣伝活動を行っているかに関する事。
- イ 過去に受賞歴又は表彰歴があるかに関する事。
- ウ 販売実績が明確であるかに関する事。

(5) その他の基準

- ア 産品を通じた事業展開において田舎館村のイメージアップにつながる計画、取組み又は企画の提案等があるかに関する事。
- イ ブランド化への意欲があり、田舎館ブランドの普及、認知度向上又は他の事業者等への波及効果が期待できるかに関する事。

(認証の審査及び決定)

第7条 協議会は、第5条の申請による産品を前条の基準に基づき、審査しなければならない。

2 協議会は、申請者に審査等に必要の産品の提供を求めることができる。ただし、原則として提供された産品は、返却しない。

3 村長は、認証の決定をしたときは認証を受けた者（以下「受証者」という。）に、田舎館ブランド認証書（別紙様式第3号。以下「認証書」という。）を交付するとともに、受証者及び認証品についての情報を公表するものとする。

（認証の取消し）

第8条 村長は、認証品が次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取消することができる。

（1）認証品が認証基準に適合しなくなったと認められるとき。

（2）虚偽の申請により認証を受けたとき。

（認証の有効期間）

第9条 第7条第3項に規定する認証の有効期間は、認証を受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（認証の更新）

第10条 前条の認証の有効期間の満了後引き続き当該認証を受けようとする者は、認証期間満了の1月前までに、田舎館ブランド認証（更新）申請書（別記様式第1号）を村長に提出しなければならない。

2 更新の有効期間は、認証の満了する日の翌日から3年とする。

（田舎館ブランド認証マークの表示）

第11条 受証者は、認証品の容器包装、啓発用品等に、認証品であることを示す田舎館ブランド認証マーク（別記様式第4号）を表示することができる。

2 前項の認証マークのシール貼付又は印刷表示に要する費用は、受証者の負担とする。

（受証者の遵守及び責務）

第12条 受証者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項を特に留意しなければならない。

（1）認証品の生産、製造、販売等を通じて、当該認証品の情報発信を積極的に行い、田舎館ブランドの広告宣伝活動及び田舎館村に対するイメージの向上に努めること。

（2）認証品の計画的な生産及び製造、適正な保管並びに流通体制の整備に努めること。

2 受証者は、認証品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに村長に報告するとともに、自ら責任を持って問題の解決にあたるものとする。

3 受証者は、認証マークを不正に使用してはならない。

4 受証者は、認証品について毎年3月31日までに田舎館ブランド認証品実績報告書

(別記様式第5号)を村長に提出するものとする。

- 5 受証者は、交付された認証書の事業者名等を変更したときは、速やかに田舎館ブランド認証書記載事項変更届出書(別記様式第6号)に当該認証書を添付して、村長に届け出なければならない。
- 6 村長は、前項の届出書を受理したときは認証書を交付するものとする。
- 7 受証者は、田舎館ブランド認証品の製造を中止、又は廃止するときは、田舎館ブランド認証品製造中止・廃止届出書(別記様式第7号)を村長に提出しなければならない。
- 8 前項により届け出した製造中止期間が終了し、引き続き当該認証を受けようとする者は、田舎館ブランド認証(更新)申請書(別記様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 受証者は、認証によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。